機密性 1

協埼玉支部発第 230119-03 号 令 和 5 年 1 月 19 日

全国健康保険協会 理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会埼玉支部 支部長 柴田 潤一郎 (公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

埼玉支部の令和5年度保険料率を、令和4年度保険料率の9.71%から0.11% 引き上げ、9.82%とすることについては、やむを得ないと考えます。

ただし、準備金残高の中長期的な推移を勘案し、健康増進の取組みを一層充実するなど、更なる保健事業等への注力をお願い申し上げます。

2. 理由等

令和5年度平均保険料率を 10.0%に維持することにつきましては、新型コロナウィルス感染症の影響や物価上昇など経済情勢が依然として不透明であること、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後、後期高齢者が急増し、高齢者等への拠出金が増大する見込みであることを勘案しますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えます。

一方で、埼玉支部保険料率について、令和 4 年度の 0.09%の引き下げ、令和 5 年度の 0.11%の引き上げと変動幅がかなり大きなものになっており、中小企業・小規模企業者を中心とする加入事業所の経営的な観点からすると、安定した経営を行うためにも、都道府県保険料率については、変動幅が少ないほうが望ましく、そのためには毎年の収支差の精算を複数年に分散して実施していくなど、

何らかの仕組みの見直しを検討していく必要があるものと考えます。

今回も平均保険料率は、10.0%で維持していくものの、都道府県保険料率においては、コロナ禍での受診控えからの反動や前々年度の収支差の精算による変動が大きく、安定的とは言い難い状況だと思われます。

準備金残高が4兆円を超え、以前から支部評議会の意見でも取り上げられていた加入者に対する健康維持・増進の取組みに充てる等の更なる保健事業の充実策が示されたことについては、加入者に高く評価されると思いますが、より一層の充実をお願い申し上げます。さらには、健康保険を使う機会のない健康的な加入者に対しても、公平に恩恵が受けられるような還元施策も検討していく必要があるものと考えます。

4千万人を超える加入者への対応や法令等と多くの課題が存在する状況では ありますが、加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業へ の取組みが今後、更に重要であると思われますので、積極的に進めていただきま すようお願い申し上げます。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見(埼玉支部)

(令和5年1月17日開催埼玉支部評議会)

【評議会の意見】

埼玉支部の令和 5 年度保険料率を、令和4年度の 9.71%から 0.11%引き上げて 9.82%とすることについて了承する。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

● 都道府県単位保険料率について、支部ごとに上昇・下降を繰り返しており、 そのことが企業経営(特に中小企業や小規模企業者)の観点からも不確実 要因となっている。安定的な予算は、労働者や物価上昇に見合う賃金の確 保に重要であり、このためにも毎年料率が大きくブレないような仕組み、料 率の算定方法の見直しを検討いただくよう、改めてお願いしたい。

(事業主代表)

- 毎年健康保険料率が変更するのは、事業所が事業計画を立てる上で支障 となる。安定した経営を行うためにも、健康保険料率の変動幅が少なくなる ような仕組みにしてもらいたい。
- 準備金残高の状況を踏まえ、重症化予防対策の充実など保健事業の充実 に向けた検討が今後行われることは理解したが、医療費があまりかかって いない健康な加入者にも恩恵が得られるような還元施策の検討もあわせて お願いしたい。